

ますだ通信



愛知県議会議員 ますだ裕二 中区選出

～令和2年～
冬号

今年度は、愛知県議会教育・スポーツ委員会委員長
愛知県競馬組合議会議員 を拝命しています。

令和2年度11月定例議会が開催されました

コロナ禍で公立高等学校入学者選抜が変わります。

〈自由民主党代表質問〉公立高等学校入学者選抜について

Q 新しい入学者選抜制度がねらいとするところは何か。
また、新しい制度の導入に向けて今後どのように取り組んでいくのか。

A 新しい入試制度は、中学生の成長や自己実現にとってより望ましく、多様なニーズに対応できる「受験生ファースト」の制度とすることを目指しております。

現在の2校志願の制度は、受験生だけでなく、保護者等にとっても安心感のある制度として定着しておりますが、試験を2回受けなければならないということが、受験生にとってたいへん重い負担となっております。

今回の新しい入試制度は、一般選抜で2校に志願が可能な点は維持しながら、学力検査の回数を2回から1回に減らして、受験生の負担を軽減することをねらいとしております。そして、推薦選抜を一般選抜とは別日程にして、早い時期に行うことといたしました。

また同時に、学校における入試の事務作業を軽減して、3月の非常に多忙な日程を緩和するなど、教員の働き方改革につながるものとなっております。

新しい制度は、現在の中学校1年生が受験する2023年度入学者選抜から実施したいと考えておりますが、今後、教育委員会が具体的な実施方法等について検討し、来年を秋頃までに公表する予定です。



Q コロナ禍で実施される来春の公立高等学校入学者選抜において、どのような配慮が行われるのか。

A 来春の入学者選抜では、「受験機会の確保」と「感染防止」という二つの観点から、配慮を行ってまいります。まず、「受験機会の確保」の観点からは、通常の追検査とは別に、「新型コロナウイルス感染症にかかる特別の追検査」を実施します。

また、濃厚接触者は14日間の健康観察が必要ですが、健康観察期間中であっても症状がなく、PCR等の検査結果が陰性の受験生については、学力検査当日に別室での受験機会を提供いたします。

「感染防止」の観点からは、「三つの蜜」を避けるため、「1教室当たりの人数を減らすことや、換気を十分に行うことはもとより、トイレ等での密集を避けるため、休憩時間を例年の15分から、20分に延長いたします。また、消毒液を教室ごとに配置し、マスクの着用を学力検査中や面接中も徹底いたします。

合格者発表は、これまで高等学校における掲示のみでしたが、新たにウェブページを開設し、高等学校に出向かなくても合否を確認できるようにいたします。



県政の相談・地域のお困りごと相談は

愛知県議会議員 ますだ裕二事務所

〒460-0012 名古屋市中区千代田4丁目17番8号 千代田ビル2階
TEL:052-324-3947 FAX:052-332-5684



(公式ホームページ)



11月議会で議決されたものを一部ご紹介いたします

診療・検査医療機関の設備導入を支援します
予算額 4,118,972千円(新規)

「診療・検査医療機関」が行う設備整備を支援することにより、発熱患者等の外来診療・検査体制の整備を図ります。

○ **新型コロナウイルス感染症対策診療・検査医療機関設備整備費補助金**
 インフルエンザ流行期における発熱患者等の外来診療・検査体制を確保するため、診療・検査医療機関の体制整備に必要な設備の導入費用を支援します。

【対象機関】 愛知県が指定した診療・検査医療機関(※)
 【対象設備】 HEPAフィルター付空気清浄機、HEPAフィルター付パーティション、簡易ベッド、テント・プレハブなどによる簡易診療室等
 【補助率】 10/10

※診療・検査医療機関
 症状では鑑別し難い、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方の診療又は検査が適切に行えるよう専用の診療室等を設けるなどして、発熱患者を受け入れる地域の医療機関

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対する貸付事業を拡大します
予算額 3,760,991千円
(9月補正後13,476,009千円→11月補正後17,237,000千円)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、特例措置を設けている生活福祉資金貸付制度による生活費用の支援を行います。

○ **緊急小口資金(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])**

	通常	特例措置(2020年3月25日～)
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等 ^② の特例の場合20万円以内、その他の場合10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	同左

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

医療機関等の医療従事者や職員等に慰労金を交付します
予算額 5,923,700千円
(6月補正後17,647,966千円→11月補正後23,571,666千円)

新型コロナウイルス感染症の患者と接する医療機関等の医療従事者や職員等に対して慰労金を交付します。

○ **交付見込み人員 186,000人→236,000人**
【支給対象者及び支給額】(6月補正時と同じ)

① 1人あたり20万円
 新型コロナウイルス感染症に関し、県から役割を設定された医療機関等(※)に勤務し、実際に、患者に診療等を行った医療機関の医療従事者や職員等

② 1人あたり10万円
 新型コロナウイルス感染症に関し、県から役割を設定された医療機関等(※)に勤務し、実際に、患者に診療等を行っていない医療機関の医療従事者や職員等

③ 1人あたり5万円
 上記以外の病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員等

※重点医療機関、入院協力医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査所など

○ **総合支援資金(生活支援費)(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])[※]**

	通常	特例措置(2020年3月25日～)
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

※償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行う
 (2020年9月15日付国通知により10月以降適用)

【実施主体】(社福)愛知県社会福祉協議会 【受付窓口】各市区町村の社会福祉協議会

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策や学習保障に必要な取組の充実を図ります
予算額 284,000千円
(6月補正後540,000千円→11月補正後824,000千円)

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、学習保障に必要な体制を確保するため、各学校の実情に応じた取組の充実を図ります。

○ **対象** 県立高等学校 全150校
 県立特別支援学校 全30校

○ **所要額** (6月補正時)
 1校あたり2,000～4,000千円
 ↓
 (11月補正後)
 1校あたり3,000～5,000千円
 ※1校あたりの所要額は生徒数に応じる。

取組の内容
 (感染症対策)
 ・消毒液やマスク等の保健衛生用品の購入
 ・教室及び体育館等の換気のためのサーキュレーターの整備等
 (学習保障)
 ・学習の遅れを補う教材作成のために必要な経費
 ・3密対策として空き教室等を活用した授業の実施に必要な経費等

新型コロナウイルスの感染拡大を予防しながら開催する子ども食堂への支援を行います
予算額 17,500千円(新規)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら、安心・安全に子ども食堂を開催するために必要となる衛生用品等の購入費用を支援します。

○ **子ども食堂感染症対策事業費補助金**

- 補助対象：県内において子ども食堂の運営を行っている、又は行う予定の団体
- 対象経費：消毒液、マスク、体温計、パーティション等の購入に要する経費
- 補助率：10/10
- 補助上限額：100千円(1か所あたり)


※県内の子ども食堂数175か所(2020年6月、県の調査による)

営業時間短縮・休業の要請「エリアの拡大」と「期間延長」		対象施設と要請内容	感染防止対策協力金の支給
区域	栄・錦地区 愛知県全域	特措法の規制対象※ ① 接待を伴う飲食店(キャバレー・ホストクラブ等) ② 酒類を提供する飲食店(バー・クラブ等) ③ 酒類を提供するカラオケ店	1事業者あたり1日2万円・最大40万円
期間	11月29日(日)～12月18日(金) → 17日(水)迄19日間・1日延長 12月18日(金)～1月11日(月) 25日間	ガイドラインを「 遵守していない 」施設(安全・安心宣言施設ステッカー未掲施設) 「休業を要請」 ガイドラインを「 遵守している 」施設(安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設) 営業時間短縮(5時～21時)	1店舗あたり・1日4万円 最大100万円
対象	○ 接待を伴う「飲食店」 ○ 酒類を提供する「飲食店及びカラオケ店」	特措法の規制対象外 ④ 酒類を提供する飲食店(居酒屋等) 営業時間短縮(5時～21時)	下記の2点を実施していること ① 業種別ガイドラインを遵守 ② 「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示
法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項	※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」	

問い合わせ先 営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金(12/18～1/11実施分)」、「安全・安心宣言施設」PRステッカー等については、県民相談窓口(コールセンター)までお問い合わせください。
 電話番号：052-954-7453
 開設時間：午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日)
 ※ただし、12月29日(火)から1月3日(日)は除きます。

皆さんの声をお聞かせ下さい。
 地域の皆さんと一緒に地域の問題を考え、政策に反映させていただきたいと思っております。

住所 _____ 氏名 _____

FAX
052-332-5684

愛知県議会議員
ますだ裕二事務所